

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 27 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 27 年 9 月 17 日

午後 9 時 30 分開議

於 議 場

- 日程第 1 請願の審査報告について (請願第 2 号)
- 日程第 2 発委第 2 号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 議案第 58 号 平成 27 年度有田川町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 議案第 59 号 平成 27 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 60 号 平成 27 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 61 号 平成 27 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 62 号 平成 27 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 27 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 27 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 27 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 83 号 平成 26 年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 12 議案第 84 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 85 号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 86 号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 87 号 有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 88 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 17 議案第 89 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 90 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 91 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 92 号 有田川町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 93 号 財産の取得について

- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第94号 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について
- 日程第26 議案第95号 平成27年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第4工区）の請負契約について
- 日程第27 議案第96号 平成27年度公下第25号吉備第1幹線管渠布設工事（第5工区）の請負契約について
- 日程第28 議案第97号 平成27年度公下第26号吉備第1幹線管渠布設工事（第6工区）の請負契約について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第30 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第31 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第32 議員派遣の件
- 日程第33 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	小 林 英 世	16番	亀 井 次 男
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	辻 勇
総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂

教 育 部 長 山 田 展 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第2号）……………

○議長（中山 進）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第2号として、安全保障関連2法案の廃案を求める請願が、本定例会第1日目において総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

請願第2号の審査報告を行います。委員長報告を行います。

請願第2号、安全保障関連2法案の廃案を求める請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る9月4日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、意見書の提出については反対多数で不採択すべきものと決定いたしました。十分に審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。ただいま、委員長から報告がありましたので、報告に対する質疑を行わせていただきます。

この委員会に傍聴がありました。傍聴された方から委員会の審査のあり方についていろいろ聞いてほしいという声が出されて、私はその分を、かわって、まずその点の委員会の運営のあり方、それから関連法案について質疑させていただきます。

請願に対する議論する時間なんですけども、まず十分とれたかという問題です。というものの、30分ぐらいやと主張する方もいたとお聞きしましたが、いかがでしょう

か。

2つ目に請願の中心点の安全保障関連法案などについて、どのような意見が出されましたか。先ほどの結果報告では全く触れられていませんでしたので、お示ししていただきたいと思います。

3つ目に、地方議会は外交問題に触れないという意見が出されたともお聞きしましたが、なぜだめなのでしょう。

4つ目に、委員会の傍聴について、何人までと明記されていますか。

次に、請願の内容について伺いますが、1つ目は安全保障関連法案は自国防衛でなく、他国が起こした戦争に参戦する集団的自衛権と、戦闘地域での後方支援が行われるというもので、まさに憲法違反だと、立憲主義に反する、元最高裁判所長官や判事、歴代内閣法制局長官、憲法学者、弁護士連合会など、多数の専門家や住民の方が指摘し、反対していますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、憲法前文や9条、それから99条に、もともと根幹にかかわる問題もありますので、これに明らかに違反しているのではないのでしょうか。

それから、国民の6割が反対していることについて、どのように認識されていますか。まず、この点について委員長に伺っておきたいと思います。

○議長（中山 進）

委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

ただいまの増谷君の御質問にごく簡単に、審議の内容を御説明させていただきたいと思います。

その委員会を開催した日は、ちょうど午後を開会することになっておりまして、5件ほど審議内容がございまして、大体1件について時間割をしようかということで、審議を1件について半時間ということで、開会させていただきました。この審議についての半時間で切り上げるというようなことは決してございませんでした。

それから、一応、概略を説明させていただきますと、請願第2号の審議の内容及び経過について報告をいたします。請願第2号については平成27年第3回定例会、第1日目において当委員会に付託され、9月4日に委員会を、ただいま報告しましたとおり審議いたしました。請願の採択に賛成の意見としては、この法案を通すとそのときの政府によって何でもできることになる。この法案によって生活が大きく変わるおそれがあるため、反対する動きが女性や若者の間に広がっている。この法案は憲法に抵触するし、憲法違反であるので、まず憲法改正すべきである等の意見が出されました。

採択に反対の意見としては、戦争は反対であるが、この法案の国会での論議を見守る。戦後70年の中で国際情勢もややこしくなっており、集団的自衛権は国際的にも認められているし、国政や国防に関することは町議会で取り上げるべきでない等の意

見も出ました。以上を踏まえ、委員会で採決の結果、意見書の提出については反対多数で不採択と決定いたしました。

以上でございます。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議長、答弁漏れを指摘してください。

○議長（中山 進）

12番、委員長、答弁漏れ。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

まず、この問題については国政で審議をしている最中でございますし、我々、小さい地方自治体の意見を述べてもそれだけの効果があるか、ないかという問題も含めて、この問題で我々を代表する政権、今、自民党の政権で何ぼ我々が言ったって通用する問題とも違うし、勉強せんわけにいきませんが、戦争したい者は誰もないと、私は個人的に考えております。

しかし、国際情勢は非常に緊迫しているのは実態でございます。自民党政権に委ねる今、自民党は政権を持っております。その政権に委ねなんたら、我々は何ぼ反対しても、この問題を参議院と衆議院の代表を送らせておりますので、その人によってこの法案を決めてくれるものでございまして、我々、反対してくれると思いますが、100%、みんながござって、この法案を賛成するということはありません、世の中では。

質問の中に、国民の65%が反対だということを聞かせてもらっちゃるけど、それは決して正確な数字であるかないかということには疑問がございます。そんな点で、答弁漏れがあるかと思いますが、余り細かいことを審議する時間がございましたので、そんな点で大概に採決をとらせてもらおうかということで決定させていただきました結果でございます。

（「委員長。あのね、地方議会に外交問題がなじまないということと、委員会の傍聴は何人までと明記していますかという2つを答えてください。」と増谷議員、呼ぶ）

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

委員長権限で10人ほど入ってくれたんですが、一応、座席も少ないので7人に指定させてもらおうかという約束でございましたので、そのようにさせていただきました。

（「地方議会は外交問題にかかわらないほうがいいという意見が出されたと聞いたんですけど。」と増谷議員、呼ぶ）

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

いや、そんなことはなかったと思います。ただ、この法案の審議については国政で

今、審議してくれているので小さな地方自治体で、この審議を余り深くする必要はないと違うかというような話も、意見として出てきたと思いますが。それで結構ですか。

(「はい。」と増谷議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

14番、増谷憲君。

(「議長、傍聴私語多いよ。注意してよ。」と呼ぶ者あり)

○議長(中山 進)

ちょっと傍聴のほう、静かにしてください。

○14番(増谷 憲)

議長、いいですか。

○議長(中山 進)

はい、どうぞ。

○14番(増谷 憲)

今の委員長の答弁、なってないと思うんですよ。まず、審議時間の問題。こういう大事な問題は十分時間をとって論議すべきなんです。9月4日、僕、事務局に聞きました。このときは偶然に市場バイパスの開通式が入ったために昼からになったという、そういう偶然の問題がありますが、もし十分な審議時間をとるのであったら、委員長が別の日にかえて、1日にとって議論する時間も十分とれたはずなんです。この日もお聞きしたら、時間が1時から始まって3時30分に終わっているんですよ。だから、5時までの時間を考えても、まだ時間が十分あったはずですよ。だから審議時間も十分あったはずですよ。

それから、議会規則では30分という審議時間を決めるようなことは明記されていませんし、委員会の傍聴についても何人という明記はありませんから、委員長判断で、その委員会室に入るだけ傍聴を認めて十分だというふうになります。ですから、これは委員長としてもっと正確に、もっとみんなの公開の場という立場から、そういうことをすべきであったのではないかなというふうに思います。

不採択になった理由なんですけども、余り意見がなかったように思います。集団的自衛権が認められるという話ですけど、これは日本では認められておりません。ごく一部です。しかも国連決議がなければできないのであります。日本の場合、日本国憲法に基づいて、できないことになっていますから、これは無理です。ですから、今、国会で大問題になっている中身なんですよね。

それから議員必携の議会運営のあり方から、外交問題ということはよく出されるそうですが、この議会運営のあり方というのはあくまで参考書であって、一般的な内容、外交問題を議論できないということではありません。では、なぜ、全国の地方議会から廃案や慎重審議を求める意見書を国会へ上げているのでしょうか。この意見書には

自民党の現職の議員も賛同して、一緒に上げているところがたくさんあります。ですから、これは十分できるという問題と、安保関連法案の中に自治体も関係するところがあります。自治体を動員できる仕組みになっています。アメリカが直接、地方自治体を利用できるように変えたということもあります。さらに、特定公共施設利用法や国民保護法からも、自治体も大きく関係してくることから、十分これは意見を言える問題であります。自国防衛ではなくて、他国防衛に参加して、武力貢献になるから違憲であるんですよ。この点はどうですか。再度、委員長にお答えいただきたいと思えます。

○議長（中山 進）

委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

御質問にお答えさせていただきます。

この案件について、今後、この件について審議が不十分であったというのをお聞かせいただきましたが、我々としてはその日、大体、時間割をさせていただいて、事前に。そして、会議に入らせてもらったわけでございます。ただ、この法案の、今増谷さんから聞かせてもらおうと、この法案をもっと真剣に審議するのは当然やないかというのをお聞きしたんですが、我々としては、そやけど、とにかくこの法案について国政で決めてもらう問題じゃないかなと、私は個人的に考えた次第でございます。いつも、新聞紙上でいろんなニュースを勉強させてもらって、私は私なりに勉強させていただいておりますが、世界の情勢まで我々はこの期間で審議するという事は非常に至難な問題だと私は考えております。ただ、町長から提案してくれた審議については、町内の審議については真剣に討論を、審議をさせていただく所存でございますので、その点、御容赦願いたいと思えます。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、私、最後の質疑になります。委員長、いっつもわかってないんですよ。憲法前文には政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように誓ったわけです。憲法99条では憲法を尊重し、擁護する義務があります。憲法9条には交戦権を認めない。これが基本なんです、日本の。それに反するからダメなんです。このことを最後に言っておきたいと思えます。

それから、相模原市長はこんなことを言ってるんですよ。外交、防衛に関することだからといって、何も主張せず、これらをおろそかにすることは自治の放棄ではないか。それから、そういうことから、委員会の運営とか議論が十分でなかった。議員の責務は何かということなんです。地方議員が積極的に防波堤となって自治体の平和力に注目し、その力に光を当てて、引き出すような提案や議論を我々はしなければな

らないのではないですか。命にかかわる問題です。我々は地方自治に基づいて活動しているわけです。地方自治の本質は何か。命と財産を守ることでしょう。これを最大の責務としてやっていくのが我々議員の仕事ですよ。それにもとるようなことをやったらだめ。

以上、終わり。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

3番、辻岡です。

私、総務文教福祉常任委員会の委員です。先日の審議について、ちょっと感想も含めて言わせてもらいます。先ほど、委員長は請願書趣旨内容を慎重に審議とおっしゃいましたけど、私はそうは思っておりません。継続審議になるものと、時間設定されたときから、継続審議になるものやと思って臨んでいました。

このことに関しては、前回も同じような請願が出されたときにかかわってでありますけど、議員必携の277ページに委員会の審査というのがあります。そのところをちょっと読ませてもらいますと、委員会での審査は審査日程に従って、まず紹介議員から請願内容と、その理由を聞いて、質疑、討論、評決の順序で行う。こうなっています。前回、私、これに従って行われるものだと思いましたから、この請願の紹介議員の意見も聞いてほしいということを述べたんですけど、取り上げてもらえませんでした。そのことがあったので、私、今回はぜひ紹介議員の意見を聞いてほしい、そして質疑をさせてほしい。意見を聞いて、質疑をさせてほしい、そういう内容のことを発言しました。ところが、今回もそれを取り上げていただけませんでした。こんな形態で今後も委員会が開かれたら、何のための委員会かわかりません。ちょっとそのところで委員長にお聞きします。前回、今回、なぜこういうぐあいに手続が明示されているにもかかわらず、紹介議員から請願内容とその理由を聞く、それを受けて質疑する。その部分が抜けています。こんなことで慎重に審議したと、とても言えません。継続審議ならわかるんですが。そのところ、なぜ、紹介議員の意見を聞かなかったのか、ちょっと聞かせてください。今後のこともありますので。

○議長（中山 進）

委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

3番の先生から御質問があったことに対して答えさせていただきます。

いつも、委員会では請願の場合、紹介議員をつけて出してくれておりますが、今までかつてそういう紹介議員の意見を聞くというようなことは1回もなかったと思いません。そんな関係で、先生も委員会へ御出席してくれてたので、わかってくれていると

と思いますが、先生がそういう意見を言ってくれたのを私も知っています。そのときに、ほかの人の意見がございませんかという問いを私はさせていただいたと思いますが、何もなかったの、その時間をとろうと言ってくれる人がなかったの、限られた時間の中で、この案の結論を出すという約束であったの、採決をとらせてもらったの、でございますが、今までそういう請願の趣旨に沿って、その趣旨で請願を出してくれちゃうというのは、委員の人も、その趣旨を十分理解してくれちゃうと思いましたが、その問題は今後の課題として、議会で検討していただきたいと思ひます。

○議長（中山 進）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

今の委員長の御答弁、全く腑に落ちません。しかし、これ以上、質問しませんけど、私、新人議員でありますので、この条項に従って、決まりに従って全てが運営されていると思っています。だから、そんな慣例とかそんなんは全く腑に落ちません。だから、今後のことについてちょっと要望も言っておきます。やっぱりきっちりとした議論をやった上で、決を出していただきたい。そして十分な時間をかけて議論をさせていただきたい。

以上です。

○議長（中山 進）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

今の質問は委員会での話がずっと大きくなってきていると思うんやけど、あくまでも委員会で委員長報告したことを、この場ではみんなで検討していただくと。委員会の復活みたいな話は、ちょっといかがかなと思ひて。

一応、僕も委員やさかいに言わせていただくに、いろいろ委員長も言ったやつ、その日の議論する議題というものが5点あったと。傍聴も来られていることやし、まずその一番に請願を取り上げてくれたと。その中に大体いろいろ審議するのに、めどというものはどのぐらいに考えているんですかという形の中で、めどを一応決めてくれたと。その中でいろいろ意見をということで、委員長が各委員さんの意見を求めた。そのときに反対、これは採択してくださいという意見の声がたくさんあり、委員さんで賛成多数になった。その少数のほうがどんどん反対意見のほうが出ていて、その中で、僕は委員長、この請願の取り扱いが35分も40分もなってきたんで、一応、採択するかというのと、継続にするという2つあるんで、それを諮ったらどうですかということの中で、賛成、反対の採決を求めるといふ声も、反対議員の中からも出たので、それでは採決に持っていったらどうですかという話になったと。いろいろな形の中で、何か委員長のミスでなく、委員会全体的な問題事項はあると思ひるので、委員会に入っていない議員さんにも、また執行部の方にもその点だけきちっと御理解をい

ただきたいと。これは委員長に求め、議長で一応わかっておいていただきたい。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

僕は総務文教福祉の委員とは違います。産業建設住民の委員長として言葉を述べさせていただきますと思います。

本議会で、委員会でもんだ提案を本議会へ出してくる以上は、我々、ほかの委員会の議員であるにかかわらず、委員会でもんだ内容を重要視して、我々は判断すべきものです。我々は委員会には出ていませんので。だから、委員会報告は当総務文教福祉の委員についても、このぐらいいわくを持った質疑が出てくるんだったら、我々、部外者として、部外者と言ったらおかしいですけど、委員会の部外者として、この議会で今の結論を我々に採択か不採択か、賛成か反対かという意見を我々に求めても、我々は今の質疑応答を考えれば、この場では答えをどう出せというんですか。今、どこが悪いとか、ここが悪いというんじゃないに、ほかの委員会としても、そのもまれた答えで、委員長報告を受けて我々は判断しなければいけない。これからの反対討論、賛成討論を聞かせてもらって判断しなければいけない。この議会の場で、今の質疑応答を聞いてたら、我々はその中でどう判断したらええか、これはわかりません。だから、もう少し、議会というのは最終判断する場所で、我々、どういうふうに判断したらええか、そこらの質疑応答、そこらを煮詰めてやって、意見を出してもらいたい。これは、我々、他の意見としてお聞きしてください。委員長に言うんじゃないです。まず、議会としての今までの進め方とかそういうのをきっちりしてもらわんと、我々、今、聞いたら、どっちがどっちやはっきり言ってわかりません。だから、そういうことのないように、今後、僕の産業建設住民委員会の委員長としての言葉として、我々ももっと勉強して、もっと煮詰めて、しっかりもんでこの議会へ出すというふうなことでないといかんやろなど、いささか勉強させていただきましたけど、その点をよろしくお願いします。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。委員長報告は不採択です。不採択に反対の方からお願い申し上げます。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

10番、堀江。

安全保障関連2法案の廃案を求める請願に採択すべきという立場から委員長報告への反対討論をさせていただきます。

皆さんも先日からテレビ報道で御存じのように、一昨日の中央公聴会に続き、横浜での地方公聴会が行われました。中央公聴会では若者の代表がこの国の民の意見を聞いてください。私は自由で民主的な社会を望み、この安全保障関連法案に反対しますと言ひ、元最高裁裁判長判事は合憲性チェックしたかという疑いを意見しました。地方公聴会では参考人の弁護士は、公聴会が採決のための単なるセレモニーにすぎないならば、私はあえて申し上げる意見を持ち合わせていない。公聴会は儀式ではないとの意見を述べました。

そして、会場前や国会前では多くの国民が押し寄せました。今、まさに参議院の委員会が開かれようとしています。行政は憲法や条例、規則にのっとりさまざまな施策を実施していかなければなりません。しかし、安保関連法案は多くの憲法学者や弁護士、そして元最高裁長官ですら集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べています。憲法の番人である最高裁の元長官がこうした意見を表明するのは初めてで、高村自民党副総裁が憲法学者から法案が違憲と指摘され、憲法の番人は最高裁であり、憲法学者ではないと強調してきましたが、唯一のよりどころであった最高裁の元トップが違憲と明言したことは、政府の合憲とした根拠が崩れたことになるのです。

集団的自衛権の行使が憲法違反になることは明白で、有田川町議会としては国が憲法に反するような立法を成立する誤りに目をつぶってはならないと考えます。国会で決めることだからとか、国会の動向を見守るなどということ、安保関連法案の廃案を求める意見書を提出しないことは、有田川町議会が憲法違反に加担することになります。初めにも申しましたように、行政の行う施策は憲法や条例、規則にのっとり行わなければならないのですから、憲法違反に当たる今回の安保関連法案に対して、町議会として国に意見を述べるのは当然の責務であると考えます。

何があっても戦争に頼ってはいけない。軍事対応が中心となっている今こそ、戦後70年、平和憲法が果たしてきた世界への貢献を考え、国民の過半数が反対している、安全保障関連2法案の廃案を求める請願は採択すべきであります。

以上で討論を終わります。

○議長（中山 進）

続いて、賛成討論はありませんか。

15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に不採択ということで、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

安全保障関連法案は我が国の領土を守り、国民の生命と財産を守る法案であるにもかかわらず、野党の一部の人々の悪宣伝で、戦争法案とか徴兵制の復活という言葉へすりかえられ、純粋な国民な人々に誤解を与え、考え惑わしております。安全保障関連2法案は日本が真の意味で国際社会の一員になるための必要不可欠な法案であります。野党の一部に戦争法案と批判がございますけども、もはや平和ぼけを通り過ぎている。自国を守る力をなくした国がどういう末路をたどったのか、歴史を学ぶ必要がございます。緊急時に閣議決定している余裕があるのか。安全保障上の問題は時間との闘いであります。それぐらい抜本的に考えなければ、中国の海洋進出攻勢を初めとする、今の東南アジアの安全保障環境を乗り切ることはできません。

以上の観点から私は不採択に賛成でございます。

○議長（中山 進）

反対討論はございませんか。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

我が国の憲法は第1章から第11章までになっています。この憲法はさきの大戦で敗れた、その大いなる反省のもとに生まれました。第1章は天皇について記述されています。第2章は戦争放棄をうたっています。第3章は国民の権利と義務がうたわれています。私我感觉するの、大事なものの順番から記載されているのかなと感じています。中でも第2章、戦争放棄は最も簡単、明瞭、簡潔な文章で記載されています。読むのに1分もかかりません。誰でも読めばわかる文章で書かれています。これはさきの大戦で300万人のとうとい命が犠牲となりました。そのことを受けて、みんなが絶対戦争を起こしてはいけないということを強くアピールするために、たった1条で、9条というたった1条で記載されています。ほかの章は全部何条にもわたっています。全国民にわかりやすく、簡潔な文章で書かれております。これが今の日本を守っています。

今回、出されている安保関連法案、いわゆる安保法案は、この憲法を台なしにするものだとは私は考えております。さきの大戦で我が町では、1,658名のとうとい命が奪われております。町主催で慰霊行事が毎年行われていますけど、旧町単位で清水地区、金屋地区、そして吉備地区それぞれで行われています。私、公人として去年から全ての地区の慰霊行事に参加させてもらっております。そこで、何を誓っているかといったら、2度と戦争を起こさない国づくりに頑張ります。そして、安らかに眠りください。そして、この町と、この国を見守ってください。その3点を祈って慰霊行事に参加させてもらっています。

だから、今回こういうお願いが出てくるまち、こういう町に住んでいることに私、う

れしく思うし、誇りを感じています。また、地球上に国連加盟の国は193カ国ありますけど、日本以外に憲法で戦争放棄をうたっている国はありません。それぐらい日本は平和を尊重し、平和を大切にする国です。その国の国民であることに私、大いに誇りに思っています。

海外の人とよく話をすることがあるんですけど、そのことを言いますと、みんなびっくりしています。そして、感動してくれます。当たり前やと思います。

以上で請願の不採択に反対する討論を終了します。

○議長（中山 進）

ほかに賛成の方の討論はございませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

私は委員長の報告に賛成する立場で賛成討論をさせていただきます。

戦後70年、さきの大戦で日本は米英を初めとする連合国により甚大な犠牲と被害で敗戦、その中から立ち上がり、今日、世界3位の経済大国になれたのも、日本人の勤勉な努力と、日本とアメリカとの友好関係、特に日本国の防衛はアメリカの力があればこそ、今日まで私たちは何の心配もなく来られたのも事実なのです。

日本は諸外国のように兵役の義務もなく、近年、日本領海での事件でも他人ごとく、日本は平和ぼけしているという人すらいるぐらいです。そして、私たちは日ごろ何も気にしていないが、日夜、24時間、日本の国土、領海、領空を守るために活動してくれている自衛隊の皆さんに頭の下がる思いです。特に、最近、日本の周辺国の軍事力の増強、また北朝鮮の核開発の再稼働やミサイル発射、日本に対する領海、領空侵犯、それに海上保安官や自衛隊員、航空自衛隊のスクランブルの発進回数増加も目に余るものがあります。そのことにより懸命に行動しているからこそ、私たちは安心して生活できているのです。

今日の安全保障関連2法案、国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃案を求める請願、理由は戦争をするための法案だと言われますが、私は日本国の主権、国民と財産、そして何よりも平和を守るための法案だと解釈しております。誰しも戦争は絶対してはならないと思っているし、また絶対にやってはなりません。戦争にならないようにするのが抑止力、それがこの法案なのです。

そのようなことから、この請願の委員長報告に賛成します。この法案を提出した自民、公明両党を初め、野党の日本を元気にする会、次世代の党、新党改革も合意しており、私はこれからの日本のことを考えれば、時代に反映した法案だと思います。よって請願の不採択に賛成します。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに反対討論はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は意見書を国へ上げる立場、不採択に反対の立場から討論させていただきます。

先ほど、不採択に賛成された議員からはさまざまなことが言われました。平和ぼけとか、国の領土を守るとか、これは全くの認識違いであり、要するにこれは民主主義に対する挑戦であります。私は安保関連法案の国会審議が進めば進むほど矛盾が吹き出し、それで安倍さんは何をしたかといいますと、土俵の輪を広げて、それで国会を延長して、やけなやり方で今、通そうとしているわけです。こんな国民の声を聞かない安倍さんはないと思います。参考人で呼んだ3人の憲法学者、元最高裁判所長官、元最高裁判事、集って違憲だと言わざるを得ませんでした。そして何よりも自民党政権の一翼を担った野中さん、加藤さん、亀井さんなども憲法違反だと言っています。しかも、今、世論調査では今国会を通すべきではない。十分説明されていない。これは大手新聞の調査でありますから、確かなものであります。そして、7割が慎重審議、法案に反対が6割と出ています。しかし、安倍政権はきょうにでも参議院で強行採決しようとしています。断固、まず抗議するものであります。

この安保関連法案は11本で構成され、平和と安全の名前をつけていますが、いずれも憲法9条を真っ向から壊す内容になっています。戦後70年、憲法9条を初め、平和の条文があったからこそ、どこの国とも戦争をせずに平和で来られたのではないのでしょうか。この法案を見る場合、見ておかなければならない問題があります。それは、アメリカはもともと自国の言うことを聞かない国や勢力を力づくで抑えこもうとするのが信条であります。

しかし、アメリカの軍事費が膨大になる中、アメリカの国民から軍事費を減らせと言われ、16兆円も減らしました。これは有田川町の一般会計予算の1,000年分に当たります。その分を日本に負担させる。また、同盟国だから自衛隊を海外へ出せと言ってきているんです。しかも、国会にかけずにアメリカと既に約束している。こういう事実も発覚しています。そういうことから、日本に戦争法案をつくらせて、堂々と自衛隊をアメリカ軍と一緒に海外での日本の防衛とは違う戦争へ参加させようとしているのです。

まず、この戦争法案の大きな問題点を2つ指摘します。第1の問題は日本の防衛とは全く関係のない、アメリカが勝手に起こす戦争に、自衛隊を自動参戦させるのです。これまで非戦闘地域にしか行かないとされてきたのが、後方支援でも治安維持活動であっても、事実上、戦闘地域などで軍事支援を行います。法案に運ばないと明記された核兵器や劣化ウラン弾なども、実際、戦闘状態ではアメリカへ輸送されてもわからないことになってしまいます。このように、米軍が起こす戦争への支援を行うと、相手の攻撃を当然受けます。そうなりますと、安倍首相が国会で答弁したように、武器を使用するということになってしまいます。そうなれば憲法が禁止した武力行使その

ものではないでしょうか。

かつて、イラクのサマワの非戦闘地域だから大丈夫と言いながら、裏では派兵に備えて戦闘訓練を行っていたことも明らかになりましたが、実際、現地の任務につくと、自衛隊が銃を持った現地の人も含む群衆に取り囲まれ、銃を打つ寸前にまで行ったというのです。非戦闘地域といっても安全でないことをわかっていたのであります。現に自衛隊の宿営地にロケット弾などの攻撃を14回受けています。それで当時の陸上統合幕僚長は10個の棺おけを準備したと証言までしています。危険性は明らかであります。仮に、この安保関連法案が強行されたら、間違いなく戦死者が出るのではないのでしょうか。戦争で真っ先に犠牲になる可能性が高いのは、前途ある有田川町出身の現役自衛官51人ではないのでしょうか。

第2の問題は、日本が攻撃されていないのに、また、日本を守るためだけでなく、集団的自衛権を発動し、自衛隊が海外での武力行使に乗り出すことです。ここでの大きな問題点は、集団的自衛権を発動するかどうかは、そのときの政権の判断一つであります。ですから、どこへでも広がるということでもあります。既にアメリカのジブチの空港には自衛隊が後方支援を行う基地を構えています。このように安保条約があるために、アメリカの思惑で賛成を求められますから、極めて大変であります。

ところで、アメリカのこれまでの歴史の90%は戦争をしてきた歴史だと言った方がありますが、そのアメリカは先制攻撃を常套手段にしています。アメリカが先制攻撃をした場合でも、集団的自衛権を発動するのかと、国会で日本共産党の質問に対して、安倍首相は発動を否定できませんでした。先制攻撃は明らかに違法な侵略行為です。アメリカはイラク戦争のとき、大量破壊兵器でイギリスが武力攻撃されていないのに、武力攻撃が行われたとうそをついて、イギリスと一緒に国連憲章違反の先制攻撃を行ったのは有名であります。このように、アメリカは無法な先制攻撃を一貫して、国家の基本戦略としています。こんな無法な戦争をしてきているアメリカに日本政府は一度も反対したことがありません。ですから、一旦、参加してしまったら、引き返すなんて到底考えられません。一緒に参戦するとなれば、集団的自衛権ではなく、集団的侵略になってしまいます。

次に、北朝鮮や中国などの北東アジアには緊張の火種が確かにあります。しかし、安倍政権や一部のマスコミなどは脅威をあおるだけで、具体的にその脅威を指摘できないのが現実であります。具体的に何を想定しているのか、そんなに急いで法案を通さなければならないほどの危機があるのでしょうか。本当に外国が攻めてくるような危機が迫っているならば、5年後にオリンピックなどやっている場合ではないのではないのでしょうか。あすにでもミサイルが飛んでくるような国にオリンピックをやれるのでしょうか。国際平和のための貢献にはさまざまな選択があります。国際社会やアメリカに対して説明がつかないという発想ではなく、そこを国際社会やアメリカに対して十分に説明し、軍事以外での貢献の道を探求することが、政治指導者たちに課せられ

た仕事ではないでしょうか。

大森元内閣法制局長官が言っています。日本が集団的自衛権の行使として第三国に武力攻撃の矛先を向けますと、その第三国は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくることは必定であり、集団的自衛権の抑止力以上に、戦争に巻き込まれる危険性を覚悟しなければならず、バラ色の局面到来は到底期待できないと痛切に指摘しています。安倍政権のように何でも軍事で構えたら、軍事対軍事の悪循環になってしまうのではないのでしょうか。皆さん、いかがでしょう。

さらに、国会での政府答弁で、中国とは経済的利害が一致しているから、脅威とみなしていないと明確に答弁しています。それでは、どうすれば武力衝突の脅威を減らせるかが課題ですが、私ども日本共産党は憲法9条を生かした平和外交が大事だと考えています。現に、ASEAN諸国がやっている紛争を話し合いで解決する枠組みをつくることが大変大事だと考えています。

次に、地方自治体とのかかわりの問題があります。今回、改悪される法律の1つに、武力攻撃事態対処法というのがあります。日本が直接、武力攻撃を受けた場合に、自衛隊の出動を初めとした政府等の対応を定めた法律ですが、その想定はあくまで日本が直接武力で攻撃された場合であり、個別的自衛権の行使についての法律です。この法律は万一、武力攻撃事態が発生した際には、政府だけではなく、地方自治体も政府と協力して、それに対応する責務があると定めています。つまり、政府だけでなく、政府の指示に従って、地方自治体も適切な役割を果たすよう、義務づけているのであります。安全保障関連法案の中で、この武力攻撃事態対処法は武力攻撃事態及び存立危機事態への対処を定めるという変更になっています。アメリカが無法な先制攻撃を始めた結果、重要影響事態や存立危機事態となって、日本が直接、武力攻撃を受けていなくても、そのときの政府が日本の安全にかかわると判断して、集団的自衛権を行使する場合、今回の法案では今後、地方自治体もその方針に従う義務を有することになってしまいます。これは大変なことであり、また、特定公共施設利用法では、道路や港湾などの優先使用、国民の利用への規制がされます。それに、国民保護法では戦争になったことを想定し、さまざまな民間人に対して、戦争参加を要請します。特に医療関係者は具体的に職種を挙げていますが、以上から自治体も大きく関係してきますから、十分意見を言えるものであり、国に対して言うべきであります。憲法で禁じられた行為を地方自治体に押しつけ、巻き込むのはとんでもない法案であります。憲法違反の行為に地方自治体を協力させることが可能となる法律にはきっぱりと反対を表明するのが議会の責務ではないでしょうか。

さて、国際平和のための貢献にはさまざま選択があります。国際社会に対して説明がつかないという発想でなく、そこを国際社会に対して十分説明し、軍事以外での貢献の道を模索する、これが先ほども言いましたが、指導者の立場ではないでしょうか。さらに、アメリカ軍は日本を守るためにあるものではありません。アメリカ議会で在日

米軍について議論したときに、アメリカ国防省は在日米軍は日本を守るために置いているのではないと答弁しています。そして、軍事評論家の江畑さんはこう言っています。アメリカから見て、広い太平洋の反対側にあり、政治的に安定し、価値観がアメリカに近く、既に高度な米軍のインフラがあり、さらに経済的に豊かで、在日米軍維持経費の70%を日本が負担している。技術的にも高度なものがあり、米軍が作戦上必要とする物資の調達や装備の修理が容易にできるからである。まさに、アメリカの都合ですと、米軍基地を置いている本音を指摘しています。

最後になりますが、自治体が漫然と国に従うことがないように、地方議会が積極的に防波堤となり、自治体の平和力に注目し、その力に光を当て、引き出すような模索や議論をするべきであります。安全保障関連法案は廃案しかないということを申し上げ、私は国へ対して意見書を上げる立場から、不採択に反対の立場の討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに賛成討論はございませんか。

9番、森谷信哉君。

○9番（森谷信哉）

安全保障関連2法案の不採択に対して賛成の意見の立場から討論させていただきます。

私の個人的な意見といたしましては、戦争はあってはいけないものでありますし、望んでもいません。また、この場にいる皆さんも同様なお考えだと思います。しかし、現在の世界状況は戦後70年たった現在、大きく変動しています。また、その中でも我が日本国においては憲法9条において日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希望し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。また、第2項の前項の目的を達するために陸海空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと明記されています。しかし、その間に自衛隊の問題についても違憲、合憲と論争され、現在では解釈改憲されて現在に至っております。

また、マスコミの朝日新聞においては、この自衛隊についてもさきの7月11日付の新聞ですけれども、憲法学者の皆様122名にアンケートをとっており、憲法違反が50名の41%、憲法違反の可能性があるが27名の22%という中で、過半数が自衛隊についても違憲ではないかというような意見も出ています。しかし、この情報は紙面には載らず、デジタル版での掲載となっており、情報の中の言うたら誘導という扱いにもなっております。

また、集団的自衛権については国際法上は各国が持っている権利ではありますが、行使ができないのは憲法上、日本だけであるというのも現在の状況でもあります。

このような問題について、我々が選挙で選んだ国会議員が国会において慎重審議し

て決定するのは当たり前という立場の中、私は今回の請願に対しては、廃案にするという、議案に賛成の立場から討論いたします。

何とぞ、慎重審議の上、皆様の賛同を得られますよう、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

2番の小林です。

この請願の紹介議員という立場で、少し意見を述べさせていただきます。

先ほどから皆さんがいろいろおっしゃったので、できるだけ重ならないように言いたいわけですが、まず、戦争は絶対起こしてはいけないと皆さんおっしゃいます。そのとおりですし、そのためにやはり抑止力を持たなければならないというふうな考え方の人、それから、平和外交を通じてできるだけというふうな人、あるいは何でそういうことが起こるんかという根本を貧困とか、そういうふうなものが原因だということで、そこをというふうな人、いろんな人の意見があると思いますが、私はやはり立憲主義という立場で、ここで話をさせていただきたいと思います。

やはり、日本は戦後70年、平和だったというふうに総括されますけども、今、大きな岐路に立っているというふうに私は思います。それはどういうことかという、憲法の書かれている解釈を内閣が解釈変更するという形で、今回、進んできている。この点をすごく私自身は危惧します。去年からずっとこちら、いろんな報道を見ますけども、例えば国会の答弁なんかでもそうですが、大事なところになるとほとんど質問に答えられない。答えていないと思います。そういう姿勢というのは私は物すごく残念です。日本の私たちが選挙で選んだ首相が、自分がこうだという形でやるんだしたら、きちっといろんな質問、いろんな意見に正対して、きちっと答えるべきです。こういうことができない、私に伝わってこない、こんな状況で本当に皆さん命を預けられますか。前も言いましたけども、私には教え子が自衛隊におります。彼らの命をやはり私たちが一生懸命サポートして、安全なところでみんなが仲よくできるようにというふうなところで支持してやるのが、私たちの務めだと思います。だから、本当に危機が迫っている、本当にこの憲法で日本が守れない、そういうふうにするんだしたら、堂々と9条を改憲すればいいと思います。そこで、しっかり論議すればいいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

賛成の立場の討論はありませんか。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

このたびの議会で、総務文教福祉常任委員会に付託されました、安全保障関連2法案の廃案を求める請願につきまして、ただいま委員長からの報告にもありましたように、委員会での協議の結果、不採択という委員会採決に賛成の立場から討論いたします。

なお、先ほどから賛成討論の皆さんと観点は同じですが、討論をさせていただくものでございます。

本日は傍聴にこれだけ多くの皆さんがお越しになられておられます。皆様のお考えは安全保障関連法案2法案に賛成の方が多いのか、はたまた反対の方が多いのか、私にははかり知るところではございませんが、これはデリケートな部分もあり、個人的になかなか討論がやりにくい請願の中身で、言葉を選びながらの討論になりますけれども、そのような中で、まず冒頭、申し上げたいことは、私自身も、そしてここにおられる全ての皆様方も、あの悲惨な戦争を二度と起こしてはならない、不戦の誓いは日本の全国民が持たれている共通の認識理念であると私は確信しております。そういった思いに立った上で討論をさせていただきます。

ただいま、反対討論で登壇されました議員皆さんの討論も拝聴いたしました。私はそれら見解を批判するつもりは全くありませんし、当然、おのおのの解釈の違いで不安に思う気持ちを持たれることもあることだと思います。現に、これまで長時間にわたりこの法案は衆議院、参議院で審議され、各党が論戦を繰り広げて、この法案の是非について議論されております。また、国会周辺では多くの方が参加して、法案成立に反対するデモ、またその反面、法案に賛成する集会もあちらこちらでなされており、国民の意識が二分した展開が繰り広げられているのが現状であります。

ただ、しかし、この法案が通れば、あたかも、すわ戦争だ、やれ徴兵制だと、どこまで拡大解釈されているのかわかりませんが、そのようなデモの模様を映し出す連日のテレビや新聞などの報道に触れるたび、違和感を感じる一人であります。少しは話はそれますが、先日も11日に、この庁舎の下の県道バイパスで法案反対の皆さんが訴えられているお姿もお見受けいたしました。町民の皆様におかれましても、非常に関心を持たれているのを実感したわけでありまして、ちょうど私、下のコンビニで買い物をしておりまして、買い物を済ませ、車でマイクから流れる皆様のお話をしばらく聞かせていただいております。国会前でのデモに参加された方のお話、戦争で父親を亡くされた方のお話、総務文教福祉常任委員会を傍聴された方の御意見、現役学校教員さんや、同僚議員さんもマイクを握られていたかと思えます。私はそれら、この法案が戦争法案だとおっしゃる方との見識とは違ひまして、この法案はまさに二度と戦争を起こさせないための抑止力を高める平和安全法制だと認識しております。日本国民の命と平和な暮らしを守ることは最も重要な政治の責任です。平和安全法制の目的は、憲法と専守防衛の範囲内で抑止力を高めて、戦争を未然に防ぐことに

あるとされております。

戦後70年、日本はこれまでアメリカとの安全保障条約の中で平和を堅持してまいりました。いわばアメリカとの同盟関係の上で日本の平和が保たれてきたと認識しているところでございます。しかし、残念ながら日本周辺を取り巻く世界情勢は日増しに悪化しており、近隣諸国の軍備配置の脅威は日本を危険にさらしております。現に、某国では核実験を繰り返し、日本全土を射的に入れたミサイルを配備、また違う某国は先日の軍事パレードでも大々的に世界に向けて自国の軍事力を示してはりましたが、戦車や最新兵器など、急速にその軍備を増強しつつ、ひんぱんに尖閣周辺の日本の領土、領海を厚顔無恥で侵入し、領海侵犯している事態であることは皆さん、よく御存じのことかと思えます。安寧な世界の平和を祈る中で、こうした軍事力を外交カードにちらつかせ、脅威ともいえる行動を公然と行い、世界平和の理念から逸脱する国に対しまして、私は、話せばわかるというようなお人よしの国ではあるとは思いません。無論、外交折衝や対話努力をこれまでも日本は続けてまいりましたが、意に介さないところであります。日本国の近隣には常に危険がはらんでいる状況において、攻撃を受けるリスクを大幅に低下させる抑止力を高め、警笛を鳴らすことはまことに必要であるとの思いから、まず、その1点目が賛成の理由でございます。

それから、2点目として、集団的自衛権の限定的な行使についてであります。これは厳しい歯どめをかける中、要件を満たさない限り、むやみに自衛隊を出さないようにしております。安倍首相が常に申されているように、我が国の存在が脅かされ、国民の生命、財産、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な起因がある場合とされる中、必要最低限の極めて限定的な行使であります。不測の事態が起こった場合、海外で生活や活躍されている日本人の命や石油、ガスなどのエネルギー航路を自衛隊が守るという意味は非常に重要であると考えます。1国だけで安全を守ることが難しい時代、同盟国や友好国など、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献し、信頼される国の立場を築くことも必要であると考えます。

日本は民主主義の国であります。言論の自由も、また皆さんが集まってデモをすることも、報道の自由も保障されております。某国のように言論封殺されることもなく、軍隊の力によってデモを制圧されることもないわけでございます。現在はネット社会であります。テレビなどで著名人がこの法案について賛成するコメントをいたしますと、ネット上で炎上してたたかれることがはびこっており、賛成意見を言いにくい環境にあります。これは言論の自由の観点から見ても危険だと懸念いたします。賛成の意見も、また反対の意見も出ることが至極当然のことでもありますから、国民の声を勘案した中での議会制民主主義の根幹である国会の動向を注視し、法案採決を見守りたいと思えます。

総務文教福祉常任委員会におきましても、先ほど審議時間が短いのではないかとの御意見もありましたが、そうした賛成、反対、両方の意見をくみ上げ、論議を重ね、

最終的な委員会採択の結論を得たものであるとの思いから、委員会採択に賛同するものでございます。

最後に、冒頭にも申し上げましたが、戦争は二度と起こしてはならないという不戦の思いは皆様と同様でありますことを申し添えまして、私の賛成討論といたします。委員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

1 番、谷畑進君。

○1 番（谷畑 進）

私は委員会の不採択に賛成の立場で発言させていただきます。

今、賛成の意見で、皆さんと同じですけれども、自分の気持ちを訴えさせていただきたいなと思います。

戦後70年、手放しで平和に思われてきましたが、近年、緊迫する国際情勢を見据えたら、今、安保法整備をすべきなのは明確だと考えます。私たちは地方自治を任せ、また国会に送り出した代議士たちが先を見据えた政策に、今、立ち向かっています。政策、外交を考えますと、日米同盟をより緊密にし、抑止力を強化することで、結果的には戦争をしないで済む世界の安定につながると思います。安保法案は必要だと考えます。平和を守るための法案だと思います。

何をどこまでやるのかを論議することが大事ではないでしょうか。よって、私は委員会の不採択に賛成です。

どうか、よろしく申し上げます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10 時 50 分

再開 11 時 02 分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

先ほど、3番、辻岡議員より、また5番、森本議員より欠席の届け出がありました。受理しますので、御報告申し上げます。

……………日程第2 発委第2号……………

日程第2、発委第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

議長より提案理由の説明を求められましたので、説明させていただきます。

有田川町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、提案理由の説明を申し上げます。本改正は同規則のうち、第2条の議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第58号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第58号、平成27年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第58号について質疑をさせていただきます。

歳出の21ページに宿直業務委託料、255万9,000円を委託料から臨時雇い賃金に置きかえていますけれども、その内容と理由について説明を求めます。

2つ目に、23ページの地域住民生活等緊急支援事業交付金事業ですけれども、1,110万円ですが、1つは若年者定住まちづくり事業委託料に410万円、そのうち20万円は何に使うのでしょうか。またリバースプロジェクトに決めた理由は何でしょうか。また女子会をつくるとなっていますが、今月の27日開催のガールズトークの参加者から選ぶのでしょうか。どのような選び方か、何人で構成し、どんな活動、情報発信をしていくのか、説明を求めます。

2つ目に、遊休施設の民間活用事業、410万円ですが、そのうち70万円は何に使うのでしょうか。遊休施設とは廃校舎など、どんな施設を対象にし、幾つの施設を予定されていますか。情報発信施設の整備とはどういうもののでしょうか。

3つ目に、新規就農者受け入れ事業、250万円とありますが、そのうち20万円は何に使うのでしょうか。来町者のための情報発信施設とはどのようなものでしょうか。空き家や空き店舗の調査とは、どこが行うのでしょうか。

4つ目として、以上3点についていつごろまとめて公表となるのでしょうか。

以上であります。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

増谷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、議案第58号の宿直委託料につきまして、臨時雇い賃金に置きかえたことについての理由につきましてですが、有田川町のシルバー人材センターのほうで役場の宿直業務についてお願いしているところではございますが、このたび、県のシルバーの御指摘を受けまして、役場の宿直業務というのが警備業務に含まれる場合はシルバー人材センターができないのではないかということで、その指摘を受けましたので、庁舎の内部、外部の見回りもお願いしているところでありますので、今回の補正で委託から臨時雇いに組みかえさせていただいたものであります。

次に、国の経済財政諮問会議の専門調査会、選択する未来という委員会がごさいます。その報告にもあるのですが、高齢者の活躍促進として、働きたい希望年齢まで働けるようにしながら、65歳以上の就業率を3%程度引き上げるという報告もごさいます。各庁舎に今まで来ていただいております庁舎の内容に精通していただいておりますシルバー人材センターの高齢者の方々を直接雇用いたしたいと考えてございま

す。

次に、23ページの地域住民生活等緊急支援交付金事業につきましては、これは3つの交付金事業、あわせて事業費1,110万円に対する国からの交付される交付金は1,000万円を要求してございます。この1,000万円を全額使用するために、約1割程度の一般財源をつけておるところでございます。そのことによりまして、御質問にもあります、若年者定住まちづくり事業の委託料、450万円のうち、20万円は何に使うのかとの御質問でございますが、今のところ、計画では委託料につきましては、430万円を見込んでございますが、430万円で委託ができる場合、一般財源としてつけております20万円は使わないということになってございます。

それと、もう1つ、リバースプロジェクトに決めた理由はどの御質問ですが、委託業者はまだ決めてございません。これは1つの計画案としまして国へ要望するに当たり、より現実味を帯びた計画とするためのものがございます。

次に、女子会への参加の方法ということでございますが、これは我が町の総合戦略の最優先項目として、若い女性に有田川町に来ていただき、定住してもらおうと計画してございます。このためには若い女性の目線の発想を生かしたアイデアや意見を出し合っていただくという事業を現在進めているところでございます。このことから、選ぶという発想ではなくて、自発的に若い女性に参加していただくことにしております。例えば、現在、和歌山市内に女子会ジュエルという会が立ち上がってございます。女子会ジュエルという会は女子ばかりで約120名から構成されていると聞いてございます。このような会になればなというふうに思っております。ですから、活動や発信情報などにつきましては、これからできるであろう女子会で計画していただこうと考えてございます。

次に、遊休施設の民間活用事業について、この70万円はどうされるのかということではございますが、これは一般財源ということで、先ほどの例のとおりでございます。

次に、どのような施設を対象にし、幾つの施設を予定しているのかとの御質問でございますが、まずモデルケースといたしまして、田殿保育所を予定してございます。この事業を将来的には金屋地域、清水地域のほうへ広げていきたいと考えてございます。

また、情報発信施設の整備につきまして、施設と表現してございますが、この事業の情報を町内外、あるいは県外に向かって発信していく仕組みを考えてございまして、例えば、情報発信ツールといたしまして、ホームページあるいはフェイスブック、ツイッターなどSNS、ソーシャルネットワークサービスの利用、そういう利用の整備を計画しているところでございます。

次に、新規就農者受け入れにつきましても、20万円につきましてもは一般財源として活用するというところで、前のおりの説明でございます。

空き家等の調査につきましては、役場の担当者と委託先が連携しながら行っていき
たいと思っております。

また、この3つの事業をいつごろまとめて公表するのかという御質問ですが、この
事業の国の交付決定は、まず1つの条件ということで有田川町の総合戦略を10月末
までに国へ提出することが条件となっております。その後に通知があると聞いてご
ざいます。計画の実施などにつきましては、その通知があり次第行う予定となつてご
ざいます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑させていただきます。まず、地域住民生活等緊急支援交付金事業なんですけ
れども、これのリバースプロジェクトへ考えているという話ですけども、委託先につ
いては、ほかに徳島の神山町のグリーンバレーなど有名な団体もありますし、できる
だけ有田川町の実態に即した内容で提案できるところをぜひ検討していただきたいな
と思うのですが。

それから、シルバーへの委託の問題ですけども、65歳以上で3%引き上げたいと
いう目安みたいなものがあるわけですね。ただ頼む場合、今、やっぱり不景気で雇用先
も皆さん探しているぐらいの状況の中で、こういう宿直業務については公募すべきで
はないかと思うんですが、その点、再度確認していきたいと思いますが、いかがでし
ょうか。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

先ほどのリバースプロジェクトという1つの案ということで出しておりますが、
さきの町の総合戦略の特別プロジェクトということに関連して、委託先の業者とそう
いうプロジェクトチームを組みまして、アメリカのポートランドを手本に進めている
ところでございます。このリバースプロジェクトの代表というのは伊勢谷友介さんが
代表となっております。その方はポートランドに特に精通されているということをお
聞きしておりますので、そういう方、補正予算を認めていただければ、御協力をお
願いしようかなと思っております。

それと、同じような回答になるんですが、やはり65歳以上の元気な方、そういう
方も希望年齢まで働いて、元気に働いて、していただきたいということもございま
すので、3%引き上げるといふ国の経済財政諮問会議の専門部会の報告もございま
すので、今まで来ていただいております、各庁舎の内部に精通しておられますシル
バーの高齢者の方々を引き続き雇用してまいりたいと考えてございます。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第59号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第59号、平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第60号……………

○議長（中山 進）

日程第5、議案第60号、平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算

第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第61号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第61号、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第62号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第62号、平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第

1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第64号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第64号、平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第65号……………

○議長（中山 進）

日程第9、議案第65号、平成27年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予

算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 0 議案第 6 6 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 0、議案第 6 6 号、平成 2 7 年度有田川町水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 8 3 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 1、議案第 8 3 号、平成 2 6 年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び

決算の認定についてを議題とします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員長（橋爪弘典）

15番の橋爪です。

平成26年度有田川町水道事業会計、決算審査委員長報告を行います。

去る9月2日の本会議において付託されておりました、議案第83号、平成26年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定の件について、9月14日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長ほか課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

11ページでございます、水道事業報告書に記載の、平成26年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が6,298件で、166件の増加で、率では対前年比2.7%増加し、また、給水人口は1万5,909人で、昨年度から157人の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ14万6,000立方メートル減少し、207万9,000立方メートルと、対前年度比6.6%減少しております。

また、平成26年度の収支状況は、3ページでございますとおり、損益計算書にありますように、当年度純利益が2,290万8,000円で黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加算いたしますと、当年度未処分利益剰余金は6億2,993万2,000円となりました。

営業収支の内訳につきましては、16ページ、並びに17ページにありますように、事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より、1,916万円の減収となり、営業費用については前年度に比べ3,381万7,000円の増加、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は5,297万7,000円の減益となっています。

1ページでございますように、決算報告書欄外に記載しておりますが、資本的な事業については、支出に対し収入が1億6,894万3,000円不足しましたので、損益勘定留保資金等で補填しております。

また利益剰余金の処分については、5ページでございますように、剰余金処分計算書案にありますように、資本金に5億8,574万8,000円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すことにしております。

続いて企業債についてでございますけれども、25ページでございますように、企業債明細書にありますように、平成26年度の償還金については、当該年度償還高は6,864万4,000円でした。平成26年度末の企業債未償還残高は8億1,680万4,000円と、昨年度に比べ1,349万8,000円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかった

ことによるものです。

今後においても、企業債にかかる将来負担の軽減を図る取り組みとして、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けてございます。

次に、28ページでございますけれども、経営分析を見ますと、12番にあります供給単価は164円65銭で、13番の給水原価の137円52銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でございました。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施し、有収率を高い水準で維持するよう要請してございます。

次に、未収金についてですが、水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平公正の観点からも、断固たる態度で未収金回収のために、給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたく思います。

最後に、事業の経済性を高める努力をより一層お願いするとともに、災害時の対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを担当職員に要望いたしました。

以上が審査の経過であります。平成26年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定するものです。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第12 議案第84号……………

○議長（中山 進）

日程第12、議案第84号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第84号について、手数料徴収条例の一部改正について反対の立場から討論します。これは今回、国の制度によるもので、地方自治体としてはいたし方ない面もございしますが、要するにこれはマイナンバー制度導入に伴う個人番号通知カード再交付の追加になっています。ほとんどの個人情報が盛り込まれる内容になっていて、便利さと裏腹にセキュリティ対策がとれない中で、個人情報が漏れる可能性があるため、以上の立場から導入に反対といたします。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第85号……………

○議長（中山 進）

日程第13、議案第85号、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第86号……………

○議長（中山 進）

日程第14、議案第86号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第87号……………

○議長（中山 進）

日程第15、議案第87号、有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第87号について、質疑をさせていただきます。

今回、職員定数条例の一部改正となっております。その中身は消防職員の定数を64人から71人にふやす改正となっておりますが、今回、引き上げなければならない理由をまずお聞かせください。

2つ目に、消防力の基準から見ますと、64人で62.7%とありますが、71人になりますと何%になるのでしょうか。

3つ目に、71人、実人員が引き上がるのは何年後を予定されているのか、御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

消防長、上嶋敏之君。

○消防長（上嶋敏之）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

3つばかり質問があったと思うんですけども、一番目の定数64名を71名に引き上げる、この理由について、3点理由があります。1点は昭和54年に常備消防が発足、その当時の14名がこの平成27年末で退職していくのが進んでいきます。これに伴って、退職者の補充に充てる職員ということで新規採用の職員なんですけども、教育訓練をする必要性がございまして、この訓練が約1年間、必要があります。その部分で現場に従事する職員が減るという状況につながってきます。これは消防力の低下を招くおそれがある。それが1点でございます。

2点目が、高齢化が進んでいる中で、救急需要も増加しております。救急の出動がしている中で、警備体制が不十分になり、非番招集の件数が増加しております。これも万全な消防力を持って、態勢を整えなければならないということに、大変困難な状況になっております。

もう1点目が、ことし4月、消防団事務を引き継ぎました。この事務の膨大さというのか、これに対しても人員をふやさなければならない状況となっておりますので、これが引き上げの理由でございます。

2つ目の質問でございますけども、64名で62.7%、71名ですと、基準によりますと、69.6%となります。

それから、3つ目の御質問ですけども、71人に人員が引き上げるのはいつかという状況の部分でございますけども、71名という中の4名、27年度末には4名の退職者が出る。これを前に必要性がございまして、実質の人員としては67名となります。67名というのは、新規採用職員の1年間の研修期間、訓練期間、併用期間という部分がありますので、そういう状況で現場数の実員としては67名でございます。

以上です。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

定数は71に引き上げても、67人の対応になるということで、でも結局、条例定数を変えたわけですから、71人の目標は堅持されるかどうか、再度お伺いしたいのと、67人だと消防力の基準は何%になるのでしょうか。

もう1つは、67人にそろえるのは何年後になります。これに教えてください。

○議長（中山 進）

消防長、上嶋敏之君。

○消防長（上嶋敏之）

再質問にお答えさせていただきます。

67名という根拠なんでございますけども、3交代制で24時間、態勢を組んでおります。その中で、吉備金屋消防署、清水消防署、これが53名で警備態勢を敷いております。あと、本部職員として14名、これで67名ということでございます。

それから67名だと何%という部分ですけども、65.7%でございます。

その67人になるのは何年後かということなんですけども、これは新規採用者の年齢も考慮しながら、計画的に行えればよいと思っているんですけども、3年後には67という数字に達する計画でございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第88号……………

○議長（中山 進）

日程第16、議案第88号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体

数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第17、議案第89号から日程第20、議案第92号までの議案4件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第89号から日程第20、議案第92号までの議案4件を一括議題とします。

日程第17、議案第89号から日程第20、議案第92号までの議案4件は、本定例会1日目において産業建設住民常任委員会に付託されております。委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

産業常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月2日、議会初日、当委員会に付託された、議案第89号から議案第92号の有田川町道路線の認定及び変更に関する議案4件について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果を報告いたします。

委員会は、9月3日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、各路線の概要の説明を受け、現地にて説明を聴取の上、状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第89号については、杉野原地内において、平成8年に農道として

整備されましたが、町道と町道とを結ぶ路線であり、国道480号の迂回路としても非常に重要な道路であり、認定基準にも該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号については、本路線は、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は52.84メートルであります。宅地分譲予定戸数は8戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であると思われます。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号については、植野地内において、平成3年に農道として整備されましたが、国の重要文化財である長楽寺に通じる道路であり、町道認定への地元要望も強く、認定基準にも該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号については、県道吉備金屋バイパスと町道との重複部分を廃止することにより、今回、路線の終点を変更し、短縮しようとする道路であります。変更については妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中山 進）

以上、産業建設住民常任委員長から、審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第17 議案第89号……………

○議長（中山 進）

日程第17、議案第89号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 18 議案第 90 号……………

○議長（中山 進）

日程第 18、議案第 90 号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 19 議案第 91 号……………

○議長（中山 進）

日程第 19、議案第 91 号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 0 議案第 9 2 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 0、議案第 9 2 号、有田川町道路線の変更について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 1 議案第 9 3 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 1、議案第 9 3 号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 諮問第 1 号……………

○議長（中山 進）

日程第22、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第23 諮問第2号……………

○議長（中山 進）

日程第23、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第24 諮問第3号……………

○議長（中山 進）

日程第24、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第25 議案第94号……………

○議長（中山 進）

日程第25、議案第94号、有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第26 議案第95号……………

○議長（中山 進）

日程第26、議案第95号、平成27年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第4工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第96号……………

○議長（中山 進）

日程第27、議案第96号、平成27年度公下第25号吉備第1幹線管渠布設工事（第5工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第28 議案第97号……………

○議長（中山 進）

日程第28、議案第97号、平成27年度公下第26号吉備第1幹線管渠布設工事（第6工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第 3 0 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 3 0、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決

定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第31 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第31、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第32 議員派遣の件……………

○議長（中山 進）

日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第33 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第33、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しま

した。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時58分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            中   山            進

2 番 議 員            小   林   英   世

1 6 番 議 員            亀   井   次   男